MACNICA

第9回 定時株主総会 招集ご通知

●日時　2024年6月26日（水）午前10時

●場所　新横浜プリンスホテル5階 シンフォニア

●決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

●目次

株主総会招集ご通知 ・・・

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃よりご支援とご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社の第９回定時株主総会を６月26日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。第９期の当社グループの現況等並びに株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

当社グループは、独立系エレクトロニクス専門商社として、エレクトロニクス市場の黎明期から情報端末の普及が日常の生活空間の隅々に行きわたり、社会に欠かせない存在となった現在まで世界の最先端の商品、技術を提供することを自らの使命としてきました。今後も、引き続きパーパス、ビジョン、バリューを経営の中心に据え、当社グループの強みである目利き力、未来構想力、実装力、先進性などをさらに尖鋭化させ、サービス・ソリューションカンパニーへの変革を目指してまいります。また、当社グループはサスティナブルな経営も目指しております。今後も既定のサスティナビリティ基本方針の遂行とともに、マテリアリティとして定めた社会課題、環境問題など解決すべき重要課題に真摯に向き合い、これを解決していくことで、より社会的価値を高めることで企業価値を向上させていく所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

原 一将

企業理念

足下に種を蒔き続ける

パーパス

変化の先頭に立ち、
最先端のその先にある技と知を探索し、
未来を描き“今”を創る。

私たち、マクニカは、未来予測が困難な時代において、地球環境・社会の変化を先読みし、その変化の先頭に立ち、失敗を恐れず、ワクワク楽しみながら、挑戦心を持った開拓者「ファーストペンギン」であり続ける。

最先端のその先にあるまだ誰も知らない、指数関数的に進化していく世界中の技：先端テクノロジーと、知：インテリジェンスを探索し、その種を足下に蒔き続け、育て、つなぎ、つむぐ。

快適で信頼できる持続可能な未来ビジョンを構想し、あらゆる業種・業界のプロフェッショナルと私たちの技と知を新結合する事で、解像度の高いソリューションを“今”に、きちんと実装し、その実現にとことんこだわり、情熱をもって新たな価値を創りあげる。

明るく・楽しく・元気よく！！

私たちは、皆さまと共に、笑顔あふれる、豊かな未来にむけて、終わりなき成功へと寄り添い、伴走します。

ビジョン

Vision2030：サービス・ソリューションカンパニー

豊かな未来社会の実現に向けて、世界中の技と知を繋ぎ新たな価値を創り続ける

バリュー

Trust　Excitement　Aggressiveness　Move　Stretch

証券コード　3132
2024年６月７日
（電子提供措置の開始日　2024年５月31日）

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目６番地３
マクニカホールディングス株式会社
代表取締役社長　原　一将

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://holdings.macnica.co.jp/ir/ja/event/meeting.html）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、５ページ記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら上記ウェブサイトに掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年６月25日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

●**日時**　2024年６月26日（水曜日）午前10時
●**場所**　神奈川県横浜市港北区新横浜３-４　新横浜プリンスホテル　５階　シンフォニア
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

●**会議の目的事項**

[報告事項]
1. 第９期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第９期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

[決議事項]
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎開場時刻は、午前９時からとさせていただきます。なお、控室のご用意はいたしておりませんので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎当日は軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席ください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎会場では、車椅子利用、盲導犬・介助犬・聴導犬同伴でのご入場が可能ですので、会場スタッフまで、お気軽にお申しつけください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。
株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使方法には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2024年６月26日（水曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。
各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

行使期限
2024年６月25日（火曜日）
午後５時到着分まで

インターネット



当社の指定する**議決権行使ウェブサイト：https://evote.tr.mufg.jp/**にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細につきましては次ページをご参照ください。

行使期限
2024年６月25日（火曜日）
午後５時行使分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使における携帯電話・パソコンの操作等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） **0120-173-027**（通話料無料）
受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）9:00～21:00

機関投資家の皆様へ	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

➡ インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、
議決権行使サイトにログインすることができます。

1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。

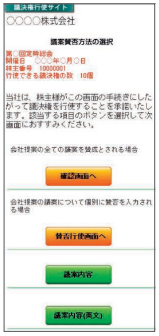


議決権行使書用紙

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 画面の案内に沿ってお進みください。

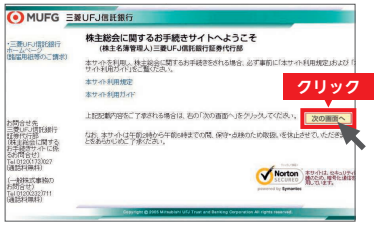


ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト	https://evote.tr.mufg.jp/

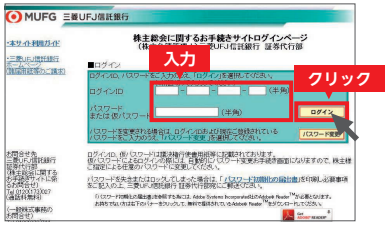
1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイトにアクセスして**「次の画面へ」**ボタンをクリックしてください。



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された**「ログインID」**と**「仮パスワード」**をご入力いただき、**「ログイン」**をクリックしてください。



これでログインが完了です。
以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- 午前２時30分から午前４時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

株主総会のライブ配信及び事前ご質問受付のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、
株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセスしていただき、ログインIDとパスワードを入力のうえ、ご覧ください。

1 配信日時

2024年６月26日（水）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、株主総会の開始時刻30分前（午前９時30分）頃よりアクセス可能です。

2 当日の視聴方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下いずれかの方法でログインしてください。ログイン後、「当日ライブ視聴ボタン」をクリックし、ご視聴ください。

※同封の議決権行使書を紛失された場合、本招集通知８頁記載の【ログインに関するお問い合わせ先】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

（1）QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）



議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

＊「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（2）個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）



❶ 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載の**ログインID**と**パスワード**を入力してください。

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

❷ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

❸「ログイン」ボタンをクリックしてください。

3 ご留意事項

- 株主総会オンラインサイトのログイン可能期間は、本招集通知到着時から2024年６月26日（水）午後５時までとなっております。
- インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします（事前行使の方法は、５頁から６頁をご参照ください。）。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト（https://holdings.macnica.co.jp/ir/ja/Top.html）にてお知らせいたします。
- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、硬くお断りさせていただきます。
- 視聴サイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
  URL：https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

4 インターネットによる事前ご質問の受付について

- 本株主総会の目的事項につきまして、株主様から事前にご質問をお受けいたします。「2 当日の視聴方法」をご参照のうえ株主総会オンラインサイトにログインいただき、画面の案内に従ってカテゴリの選択と事前ご質問の入力をお願いいたします。

（1）受付期間：本招集通知到着時から2024年６月19日（水）午後５時まで

（2）ご留意事項

- 株主様からいただきましたご質問につきましては、質問の数・内容を考慮のうえ、可能な範囲で当日回答させていただきます。当日回答できなかったもののうち、株主様のご関心が高いと思われるご質問につきましては、後日当社ウェブサイトにて回答させていただきます。なお、いただいたご質問すべてについての回答をお約束するものではございません。あらかじめご了承ください。
- 質問フォームには、400字の文字制限がございます。

ログインに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社

0120-676-808（通話料無料）

受付時間　土日祝日を除く平日9：00～17：00
ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了時刻まで

配信に関するお問い合わせ先

配信環境等ライブ配信の視聴に関する技術的なお問い合わせは、

株式会社ブイキューブ　コールセンター

03-6833-6884

受付時間　株主総会当日9：00～株主総会終了時まで

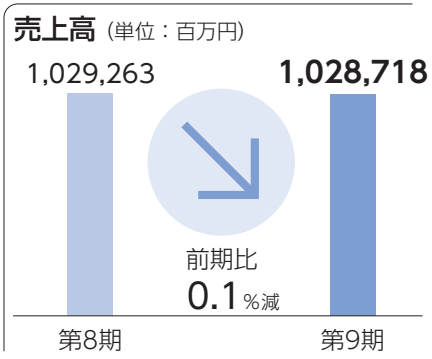
事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

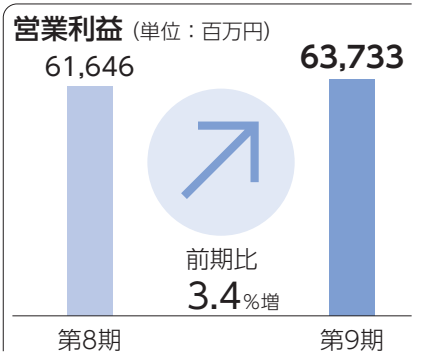
1 企業集団の現況に関する事項

1 ● 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による活動制限が解消され、経済活動は正常化に向かう流れとなりました。世界経済におきましては、国際情勢が一段と不安定になるなか、中国経済の停滞、為替レートの変動、米中貿易摩擦など、先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するエレクトロニクス産業におきましては、スマートフォンやパソコンなどの需要が減少、中国経済の停滞も影響し、年度の後半から調整局面となり、産業機器市場におきましても、省人化や効率化のための製造業DX（デジタルトランスフォーメーション）向けのFA・工作機械などへの設備投資が第４四半期から軟調となりました。また一方で、戦略的に自国で半導体を確保するため、各国政府主導により半導体工場への設備投資の支援策が行われ、半導体製造装置などに長期的な需要が期待されています。車載市場では、半導体など電子部品の供給不足が解消され、安全性の向上・自動化に向けた高度な制御システム、脱炭素化に向けたEV（電気自動車）化の動きが加速し、車１台当たりの半導体搭載量が増加しています。

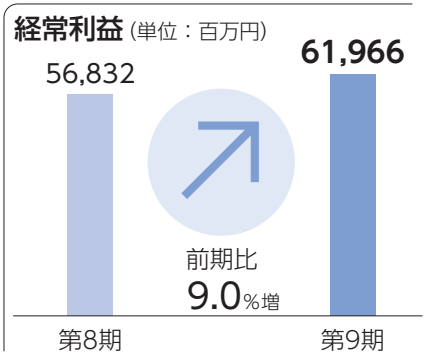


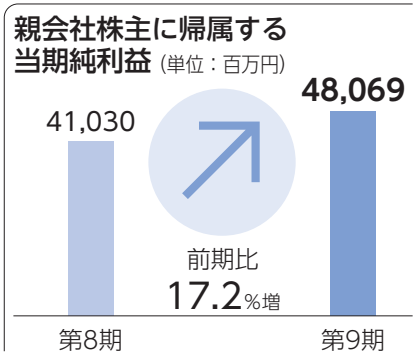


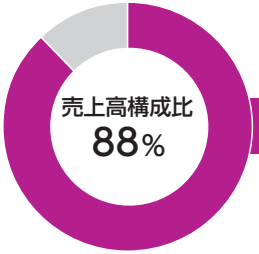
IT産業におきましては、企業のIT投資環境は引き続き良好となっており、DXなどをテーマとする投資に加えて、国内外の経済活動の正常化によるビジネス規模の拡大に伴ってIT投資が拡大しています。セキュリティに関しては、短中期的に経営課題ととらえる企業が増加しています。特に、比較的セキュリティレベルが低い自社の子会社や取引先などのサプライチェーンの弱点を悪用した攻撃により、個人情報の漏えいや業務停止するなど、甚大な被害を及ぼしていることから、情報資産のリスクを発見・管理するアタック・サーフェイス・マネジメント（ASM）サービスへの注目が高まっています。

また、当社グループが今後もさらなる事業拡大及び企業価値の向上を目指していくためには、半導体及び電子機器に対する技術的な知見・知識や集積回路、電子デバイスなどの販売スキルを有する人材やエンジニアといった人的資本を獲得することが必要不可欠であるため、2024年1月に当社の完全子会社（株式会社マクニカ）による株式会社グローセルの株式の公開買付を実施し、2024年３月より特定子会社としました。当社との人的資本を組み合わせることにより、半導体事業や新規事業の拡大、事業上のシナジーを生み出してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,028,718百万円(前期比0.1％減)、営業利益は63,733百万円(前期比3.4％増)、経常利益は61,966百万円(前期比9.0％増)、企業買収に伴い「負ののれん発生益」を特別利益として計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益につきましては48,069百万円（前期比17.2％増）となりました。



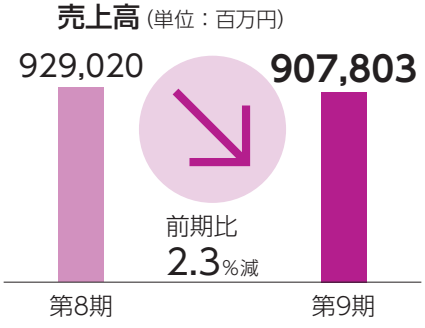


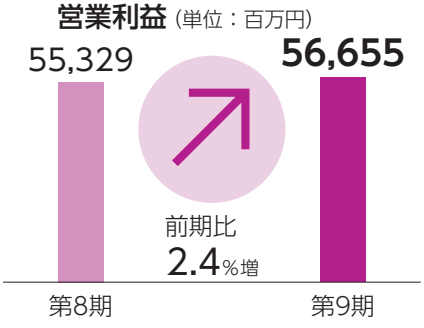


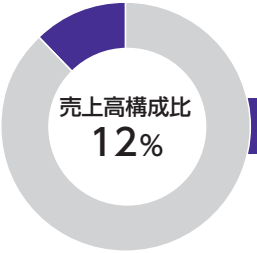
集積回路及び電子デバイスその他事業

当事業におきましては、車載市場では、半導体など電子部品の供給が改善されたことやADAS（先進運転支援システム）をはじめとした安全性の向上・自動化に向けた高度な制御システム、脱炭素化に向けたEV（電気自動車）化の流れにより半導体搭載量も増加していることから、その他標準ICを中心に伸長しました。また、産業機器市場においては、企業の設備投資意欲はあるものの部品供給の改善や中国市場の停滞による需要減少などもあり、各種半導体製造装置やFA機器や工業用ロボット、医療機器など幅広い市場で調整局面となりました。また、中国でのサーバー需要が落ち込んだ影響を受け通信インフラ・コンピュータ市場向けメモリーの需要が大きく減少しましたが、コンピュータ市場では、生成AI向け製品の特需がありました。また、当社の半導体商社市場におけるマーケットシェアの拡大が進んでいることも寄与しました。

これらの結果、同事業の当連結会計年度の売上高は907,803百万円(前期比2.3%減)、営業利益は56,655百万円(前期比2.4%増)となりました。



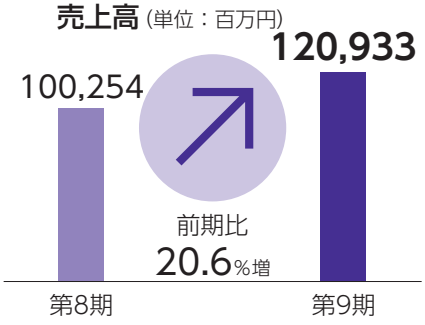


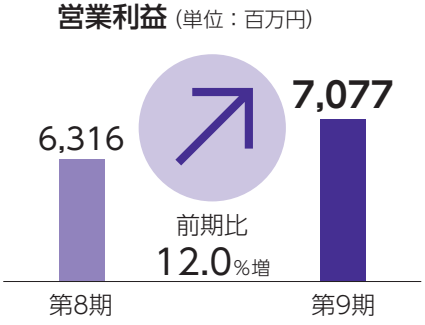


ネットワーク事業

当事業におきましては、クライアント端末へのセキュリティ対策の重要性認識が浸透してきたことにより、エンドポイントセキュリティ関連商品が大幅に伸長しました。クラウド技術やデータ活用の広がりを背景に、クラウドアプリケーションとデータ分析基盤関連商品が伸長しました。加えて、東南アジア地域を中心とした海外ネットワーク事業も大幅に伸長しました。また、特定の仕入先との販売契約で、ソフトウェアライセンスの原価を追加計上する必要が生じたため、一時的に売上原価率が上昇しました。尚、今後の影響は限定的です。加えて、期中の急激な円安傾向により、新規案件を中心に売上原価率が上昇しました。

これらの結果、同事業の当連結会計年度の売上高は120,933百万円(前期比20.6%増)、営業利益は7,077百万円(前期比12.0%増)となりました。





品目別売上高詳細（連結）

			第８期 金額（百万円）	第９期 金額（百万円）	前年同期比（%）
集積回路及び電子デバイスその他事業			929,020	907,803	△2.3
	集積回路		850,700	819,013	△3.7
		PLD	106,351	105,794	△0.5
		ASIC	22,907	19,617	△14.4
		ASSP	132,201	123,841	△6.3
		アナログ	276,451	245,194	△11.3
		メモリー	101,638	50,305	△50.5
		その他標準IC	211,149	274,259	29.9
	電子デバイス		58,465	51,692	△11.6
	その他		19,854	37,098	86.9
ネットワーク事業			100,242	120,914	20.6
	ハードウェア		16,763	15,023	△10.4
	ソフトウェア		65,704	87,427	33.1
	サービス		17,775	18,464	3.9
合計			1029263	1,028,718	△0.1

（注）金額はセグメント間の内部売上高または振替高を除いた外部顧客への売上高であります。そのため、前頁のセグメント別の売上高とは異なります。

2 ● 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、3,079百万円であります。その主なものとしましては、今後のビジネスモデル変革に対応できる経営システム基盤の構築を国内外で進め、次世代ERPシステム等の構築を行いました。また、高度化するサイバー攻撃に対応するため、サイバーセキュリティ強化のシステム構築を行いました。

3 ● 資金調達の状況

該当事項はありません。

4 ● 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社グループは、株式会社グローセル（コード番号：9995、株式会社東京証券取引市場）の普通株式を金融商品取引法による公開買付により取得しました。その結果、同社は2024年３月６日に連結子会社となりました。

5 ● 対処すべき課題

当社グループは地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、当社グループのパーパスである「変化の先頭に立ち、最先端のその先にある技と知を探索し、未来を描き“今”を創る。」ための活動に邁進します。

1 サスティナビリティ基本方針

①重要課題を特定し、社会課題の解決と持続可能な社会に貢献するビジネス推進と事業投資マネージメント
②環境・人権に配慮したグローバル経営の推進とサプライチェーンの強化
③社会からの信頼づくりとガバナンス・リスクマネジメント体制の強化
④サスティナビリティ推進に向けた社員の教育・啓発

2 マテリアリティ

①顧客課題の解決を通じ経済の発展に寄与する
②安全安心で快適な暮らしを創る
③持続可能な地球環境を創る
④経営・事業のレジリエンスを強化する

3 長期経営目標

2030年度の長期経営目標として、社会的価値と経済的価値（企業価値）の両立を目指してまいります。社会的価値としては①顧客課題の解決を通じ経済発展に寄与する、②安全安心で快適な暮らしを創る、③持続可能な地球環境を創る、の３つのマテリアリティ、経済的価値として、現在の高付加価値ディストリビューションモデルに加え、サービス・ソリューションモデルを強化し、高収益・リカーリング型の収益構造への変革を図り、連結売上高２兆円以上、連結営業利益1,500億円以上、連結営業利益率7.5％以上、連結ROE15.0％以上を実現し、事業の持続的な成長を目指します。

連結売上高	2兆円以上
連結営業利益	1,500億円以上※
連結営業利益率	7.5%以上
連結ROE	15.0%以上

※　半導体事業、ネットワーク事業、CPSソリューション事業の３つの柱で1,500億円以上

※　2023年９月25日に長期経営目標を上方修正しております。

4 中期経営計画

当社グループは、独立系エレクトロニクス専門商社として、エレクトロニクス市場の黎明期からスマートフォンなどの高度な情報端末が日常の生活空間の隅々に行きわたり、社会に欠かせない存在となった現在まで世界の最先端の商品・技術を提供することを自らの使命としてきました。また、変化の激しいエレクトロニクス・情報通信業界にあって、当社グループは単なる商品の物流を担当する専門商社ではなく、顧客課題に対しての的確な提案、お客様が使いこなして頂くためのテクニカルサポートを行う技術サービス提供会社として、競合他社との差別化、位置づけの明確化を図ってまいりました。

昨今の当社グループを取り巻く環境並びに今後の見通しにつきましては、国内外における通信インフラ設備を始めとした設備投資の動向、スマートフォン、サーバー、民生機器、自動車、産業機器などを中心として、中期的には需給バランスの変動による好不況は避けられません。また、米中貿易摩擦の影響、国際情勢の変動、仕入先の合従連衡を背景とした半導体商社間の競争激化、さらに国内においては商社間で買収、統合などの再編が発生しており、大きな環境変化を迎えております。IT産業におきましては、不正アクセスによる個人情報の大量流出や身代金を要求するランサムウェアの大量拡散など、世界的に高度化したサイバー攻撃の被害が拡大する等、セキュリティリスクが高まっております。一方、労働人口の減少や生産性向上に伴う労働の自動化等の社会課題により、ロボットやAI等の活用が大きく期待されております。また、新型コロナウイルス感染症を契機として、さまざまな企業の活動や人々の生活に大きな影響を及ぼしております。今後は自動化や無人化、働き方改革などの加速が本格化するものと思われます。

このような環境の中、今後、当社グループが成長と同時に、より収益性を高めるためにグループ経営の変革を図っております。「変化の先頭に立ち、最先端のその先にある技と知を探索し、未来を描き“今”を創る。」というパーパスのもと、当社グループの目利き力、未来構想力、実装力という強みを活かして、サイバーとフィジカルをつなげ、価値そのものを創造するサービス・ソリューションカンパニーとして、様々な社会課題の解決に貢献してまいります。そして、社会的価値と経済的価値を両立し、高い付加価値を創造する経営を目指してまいります。以上を踏まえ、2022～2024年度新中期経営計画及び経営目標を策定し、目標達成に向けて推進しております。

なお、2023年３月期は、旺盛な半導体需要と為替が円安水準で推移したことなどから、集積回路及び電子デバイスその他事業において想定を上回る成長を実現し、当初の中期経営計画（2022～2024年度）の経営数値目標を２年前倒しで達成いたしました。しかしながら、2025年３月期の見通しにつきましては、不安定な国際情勢や中国経済の低迷、米中貿易摩擦等により不透明な状況となっております。このような環境の中、集積回路及び電子デバイスその他事業におきまして、シェアの拡大を見込んでいるものの、2024年３月期から引き続き市場の調整局面が継続する見込みです。このような事業環境を勘案し、中期経営計画（2022～2024年度）の経営数値目標を2024年５月７日に修正いたしました。

① 中期経営目標

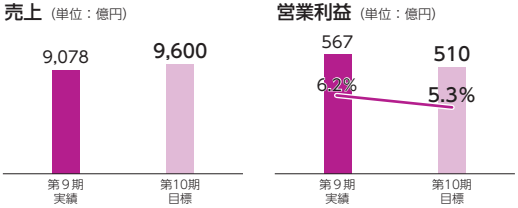
	2023年５月８日発表	2024年５月7日発表
連結売上高	1.2兆円以上	1.1兆円
連結営業利益	670億円以上	640億円
連結営業利益率	5.6%以上	5.8%
連結当期純利益	500億円以上	420億円
連結ROE	15.0%以上	15.0%以上
運転資本回転率	3.8以上	3.8以上

(注) 1. 連結 ROE ＝ 連結親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 連結自己資本(純資産から非支配株主持分を除いたもの、期末時点)
2. 運転資本回転率 ＝ 年間売上高 ÷ 運転資本（売上債権 ＋ 棚卸資産 － 仕入債務、期末時点）

② 事業戦略

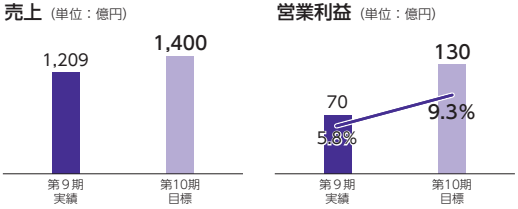
●半導体事業

■成長ドメインにおけるシェアの拡大
■付加価値ソリューションの拡大
■長期成長に向けた商材開拓
■グローバル戦略



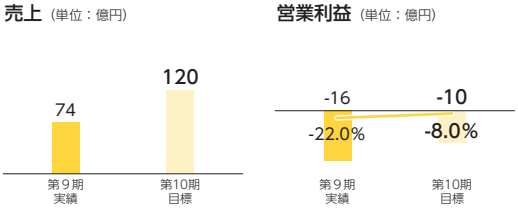
●ネットワーク事業

■セキュリティビジネスの拡大
■BigDataビジネスの拡大
■アプリケーションビジネスの拡大
■グローバル戦略



●CPSソリューション事業

■社会課題解決型のビジネス開発
■CPS（Cyber Physical System）
プラットフォームの拡大
■長期成長に向けたケイパビリティ強化



(注) 1. 第９期実績の数値は、億円以下の単位を四捨五入しております。
2. 第９期実績と第10期目標の報告セグメントにおいては、CPSソリューション事業の数字は、半導体事業、ネットワーク事業に含まれており、数字が重複します。
3. 「サービス・ソリューションモデル」は「CPSソリューション事業」に呼び方を変更しました。

③経営基盤強化

●リスクマネジメントの強化

グループ全体のリスクマネジメント体制及び活動を強化していくことと同時に、適切にリスクテイクができる仕組みを構築していきます。また、気候変動問題に関してTCFDの提言に基づいた開示を行います。

●IT/DX戦略

次世代システムの活用を進めることで業務効率の向上を図り、次世代システムでカバーできない領域においても更なる効率化のためのDXを推進してまいります。

●人的資本の最大化

人的資本を最大化するために、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進、働き方改革、人材育成を重点的に強化・推進してまいります。

●財務戦略

将来の成長に必要なCPS（Cyber Physical System)、AI、また自社オリジナルサービス等の無形資産投資およびM&Aなどの投資を優先いたします。そのために必要な資金は、事業活動による利益と運転資本回転率の改善から生まれるキャッシュ及び有利子負債を主体とした資金調達から創出します。

●株主還元方針

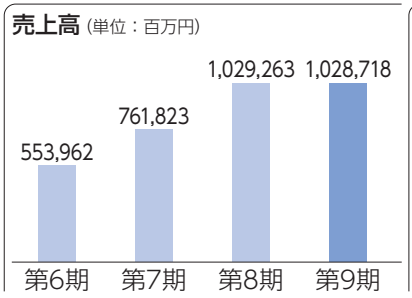
当社グループは、経営環境や各事業年度の連結業績および目標とするROE（15.0%）などを勘案しながら、連結自己資本配当率（DOE）４％を目安として安定的かつ継続的な配当を実施するとともに、機動的な株主還元の手段として資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を実施し、総還元性向30～50%を目指します。

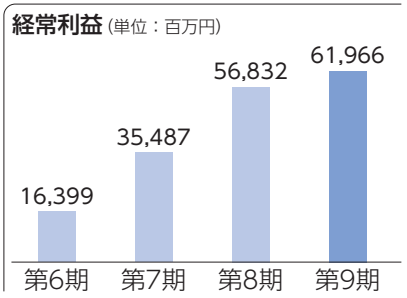
6 ● 財産及び損益の状況

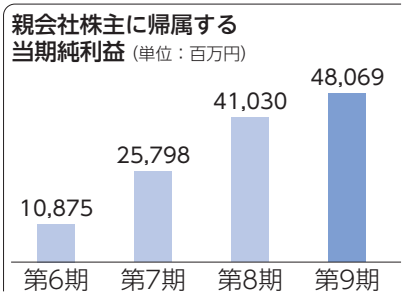
（単位：百万円）

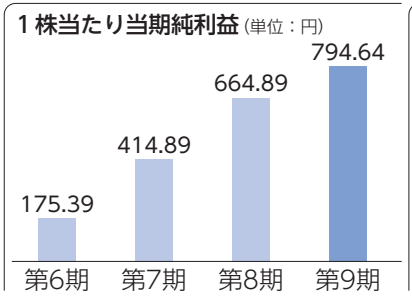
区　分	第６期 2020年　４月１日から 2021年　３月31日まで	第７期 2021年　４月１日から 2022年　３月31日まで	第８期 2022年　４月１日から 2023年　３月31日まで	第９期 （当連結会計年度） 2023年　４月１日から 2024年　３月31日まで
売上高	553,962	761,823	1,029,263	1,028,718
経常利益	16,399	35,487	56,832	61,966
親会社株主に帰属する当期純利益	10,875	25,798	41,030	48,069
１株当たり当期純利益	175.39円	414.89円	664.89円	794.64円
総資産	269,590	362,584	517,620	552,244
純資産	146,010	179,764	207,762	256,420

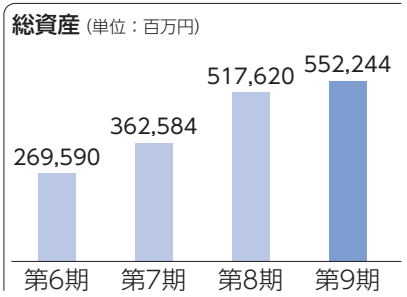
（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、発行済株式総数から自己株式及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式数を控除して算出しております。なお、当該信託は2021年３月期第１四半期に終了しております。

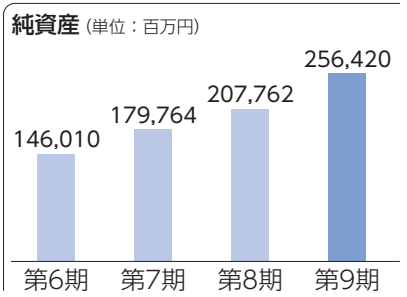












7 ● 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社マクニカ	11,194百万円	100.0	集積回路及び電子デバイスその他事業 ネットワーク事業
MACNICA CYTECH LIMITED	304,556千HKD	100.0 (100.0)	集積回路及び電子デバイスその他事業
MACNICA CYTECH PTE. LTD.	500千USD	100.0 (100.0)	集積回路及び電子デバイスその他事業
MACNICA GALAXY INC.	761,117千TWD	67.6 (67.6)	集積回路及び電子デバイスその他事業
ANSWER TECHNOLOGY CO., LTD.	666百万TWD	51.0 (51.0)	集積回路及び電子デバイスその他事業
MACNICA CHUNGJU CO., LTD.	1,998百万TWD	100.0 (100.0)	集積回路及び電子デバイスその他事業
MACNICA CYTECH (THAILAND) CO., LTD.	100,000千THB	100.0 (100.0)	集積回路及び電子デバイスその他事業
NETPOLEON SOLUTIONS PTE LTD	4,247千SGD	100.0 (100.0)	ネットワーク事業

（注）1.「議決権比率」欄の（内書）は間接所有であります。
2.「主要な事業内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社マクニカ	神奈川県横浜市港北区	69,041百万円	93,416百万円

8 ● 主要な事業内容

当社グループは、半導体を中心とした産業用電子部品並びにIT・セキュリティ関連ソフトウェア・ハードウェアの国内外製品の輸出入、販売・技術サービスの提供を主な事業とした独立系エレクトロニクス専門商社であります。また、エレクトロニクス最先端製品の企画・設計及び自社サービスの提供も行っております。

9 ● 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社	神奈川県横浜市港北区

② 子会社の主要な事業所

（国内）

株式会社マクニカ	神奈川県横浜市港北区

（海外）

MACNICA CYTECH LIMITED	香港、中国
MACNICA CYTECH PTE. LTD.	シンガポール
MACNICA GALAXY INC.	台北、台湾
ANSWER TECHNOLOGY CO., LTD.	台北、台湾
MACNICA CHUNGJU CO., LTD.	台北、台湾
MACNICA CYTECH (THAILAND) CO., LTD.	バンコク、タイ
NETPOLEON SOLUTIONS PTE LTD	シンガポール

10● 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
集積回路及び電子デバイスその他事業	3,195(199)	281 (2)
ネットワーク事業	1,103(156)	77 (12)
全社（共通）	470(140)	207 (23)
合　計	4,768(495)	565 (37)

（注）1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員であります。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 前連結会計年度に比べ565名増加していますが、主な要因は、㈱グローセルの連結子会社化及び業容拡大に伴う人員増によるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
35(4)	5(△1)	51.5	21.9

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、その大部分が当社子会社からの出向者（子会社兼務出向）であります。
2. 平均勤続年数の算出にあたっては、子会社の勤続年数を通算しております。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当事業年度の平均雇用人員であります。

11● 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	24,117
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	20,346
株式会社三井住友銀行	9,000
株式会社横浜銀行	5,000
台北富邦銀行	1,772

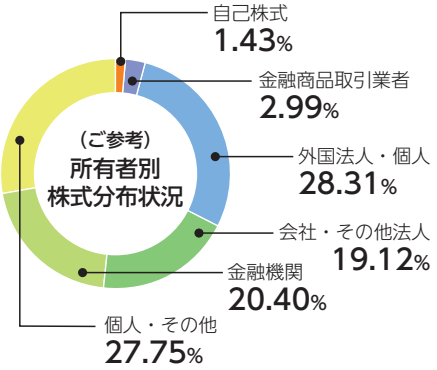
2 会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

1 ● 発行可能株式総数
200,000,000株

2 ● 発行済株式の総数
59,985,272株
（自己株式872,110株を除く）

3 ● 株主数
30,457名

4 ● 大株主（上位10位）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,904	11.5
一般財団法人神山財団	6,000	10.0
神山　治貴	3,500	5.8
シーズ・テクノロジー株式会社	3,500	5.8
JP MORGAN CHASE BANK 380055（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,773	4.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,654	4.4
セントラル短資株式会社	1,179	2.0
神山　裕子	1,000	1.7
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	709	1.2
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	630	1.1

（注）１.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
２.当社は、自己株式872,110株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

5 ● 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役を除く。）	23,707	7

3 会社役員に関する事項

1 ● 取締役及び監査役の氏名等（2024年３月31日現在）

氏　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中　島　　潔	取締役会長	株式会社マクニカ取締役会長 株式会社MonotaRO社外取締役
原　　一　将	代表取締役社長	株式会社マクニカ代表取締役社長
三　好　哲　暢	代表取締役副社長	株式会社マクニカ代表取締役副社長
荒　井　文　彦	取締役	株式会社マクニカ常務取締役
佐　藤　剛　正	取締役	株式会社マクニカ常務取締役
スー デビッド デイキャン SEU, DAVID DAEKYUNG	取締役	株式会社マクニカ常務取締役 三井住友トラスト・インベストメント株式会社ディレクター
西　沢　英　一	取締役	なし
木　下　　仁	取締役	株式会社アールワークス取締役相談役 株式会社システムコンサルタント取締役相談役 株式会社ティ・エス・サービス代表取締役社長
菅　谷　常三郎	取締役	みやこキャピタル株式会社代表取締役 株式会社アルチザネットワークス監査役 ぷらっとホーム株式会社社外取締役 I Peace Inc. 社外取締役 AerNos Inc. 社外取締役
野　田　万起子	取締役	Human Delight株式会社代表取締役社長 株式会社富山銀行社外取締役 キーウェアソリューションズ株式会社社外取締役 株式会社アルテジェネシス社外取締役
大　森　紳一郎	取締役	コクヨ株式会社社外取締役 関西ペイント株式会社社外取締役
小野寺　真　一	常勤監査役	株式会社マクニカ監査役 マクニカソリューションズ株式会社監査役
三　輪　　慧	監査役	明和産業株式会社社外取締役
杉　田　雪　絵	監査役	杉田公認会計士事務所代表 株式会社あゆむアドバイザリー代表取締役 中野冷機株式会社社外監査役 一般財団法人さいたま住宅検査センター監事 株式会社三栄コーポレーション社外取締役

(注) 1. 木下仁、菅谷常三郎、野田万起子、大森紳一郎の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 三輪慧、杉田雪絵の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 木下仁、菅谷常三郎、野田万起子、大森紳一郎、三輪慧、杉田雪絵の各氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 2023年６月28日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、佐野繁行氏は取締役を退任し、朝日義明氏、三村藤明氏は監査役を退任いたしました。
5. 常勤監査役小野寺真一氏は、企業の代表取締役社長の経験があり、監査役杉田雪絵氏は、公認会計士の資格を有するため、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 ● 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役と会社法第427条第１項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、各監査役と会社法第427条第１項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3 ● 補償契約の内容の概要

当社は、2023年６月28日に、取締役全員（中島潔氏、原一将氏、三好哲暢氏、荒井文彦氏、佐藤剛正氏、SEU, DAVID DAEKYUNG氏、西沢英一氏、木下仁氏、菅谷常三郎氏、野田万起子氏及び大森紳一郎氏）及び監査役全員（小野寺真一氏、三輪慧氏及び杉田雪絵氏）との間で、それぞれ会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、①会社法第430条の２第１項第１号に規定する費用のうち通常要する費用を超える部分、②会社が損害金等を賠償するとすれば、被補償者が当社に対して会社法第423条第１項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任にかかる部分及び③損失の原因となった職務の執行について被補償者が悪意・重過失があったことにより責任を負う損害金等の全部については補償の対象に含めないこととしております。また、被補償者が役員等賠償責任保険契約により費用・賠償の補填を受けた場合、当社はその補填の範囲で補償を行わず、本補償契約に基づく補償を受けた後に役員等賠償責任保険契約により補填を受けた場合には当該補填と同額の金銭を当社に返還するものとしております。

4 ● 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員が被る経済的損害を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は当社及び国内外子会社（MACNICA GALAXY INC.及びANSWER TECHNOLOGY CO., LTD.を除くすべての当社の子会社）の取締役及び監査役（但し、国外子会社は当社または当社国内子会社からの出向・兼務役員に限る）であります。なお、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約は毎年４月１日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5 ● 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く。）	315	103	83	129	8
監査役（社外監査役を除く。）	22	22	－	－	1
社外取締役	38	38	－	－	4
社外監査役	14	14	－	－	4

（注）1.当社の取締役の報酬等の総額は、2019年６月25日開催の第４回定時株主総会において、年額900百万円以内（うち社外取締役分、年額100百万円以内）と定められており、監査役の報酬等の総額は、2016年６月28日開催の第１回定時株主総会において、年額70百万円以内と定められております。（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）
2.上記には、2023年６月28日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役２名が含まれております。
3.上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する役員賞与引当金繰入額83百万円を含んでおります。
4.上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式による報酬額129百万円を含んでおります。

6 ● 取締役の報酬等の決定に関する方針

①　役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役報酬の決定は、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が審議し、取締役会に諮り、株主総会で決議された報酬等の総額内（下記②参照）で取締役会にて決定します。この指名・報酬諮問委員会は独立役員である社外取締役４名と非業務執行取締役１名で構成されています。取締役の報酬額の決定方針は以下のとおりであり、取締役会決議により決定しております。

取締役の報酬総額は、国内の大手企業群の報酬水準（市場水準）を目指すべき水準として設定し、各取締役の役割の大きさに基づいた役位テーブルを設計しこのテーブルにより決定しています。

取締役の報酬の内訳は、基本報酬、賞与(業績連動報酬)、株式報酬から構成されており、それぞれの割合は50：20：30を目途としております。

基本報酬は固定額を毎月支給、賞与は翌年７月に支給、株式報酬は７月に支給としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役及び監査役の報酬については、基本報酬（固定報酬）のみの支給であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年６月25日開催の第４回定時株主総会において年額900百万円以内（うち社外取締役分、年額100百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役は４名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、株式報酬の額を年額300百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の、株式報酬の対象となる取締役の員数は９名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2016年６月28日開催の第１回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 賞与（業績連動報酬）に関する事項

単年度事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、事業年度ごとの財務４項目（連結売上高、連結営業利益率、ROE、連結運転資本回転率）と新規事業モデル（サービスソリューションモデル）開発や事業戦略と経営基盤強化等の重点戦略に関する３項目、および、強い組織を作るための従業員サーベイ等をKPIと設定し、各項目をウェイト付けしたうえで各項目の目標達成度に応じて算出した金額を支給することとしております。当該業績指標を選定した理由は、会社業績の規模、利益水準の確保と戦略の実現、人的資本の向上を取締役に促すためであります。

なお、業績指標については、現中期経営計画（2022～2024年度）を基に設定しておりますが、当期にかかる賞与（業績連動報酬）については、2023年３月期の決算値をベースに算定しており、その主な指標における実績値は、連結売上高が1,029,263百万円、連結営業利益率が6.0%、ROEが20.5%（期末連結自己資本）、連結運転資本回転率が4.4回であります。

④ 株式報酬（非金銭報酬）の内容

株式報酬は、中長期的なインセンティブ付与及び株主価値共有を目的に一定期間譲渡制限を設けた譲渡制限付き株式報酬として付与しております。

当該株式報酬の交付状況は、「２．会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

7 ● 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

社外取締役木下仁氏は、株式会社アールワークス取締役相談役、株式会社システムコンサルタント取締役相談役、株式会社ティ・エス・サービス代表取締役社長であります。なお、当社とこれらの会社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役菅谷常三郎氏は、みやこキャピタル株式会社代表取締役、株式会社アルチザネットワークス監査役、ぷらっとホーム株式会社社外取締役、I Peace Inc.社外取締役、AerNos Inc.社外取締役であります。なお、当社とこれらの会社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役野田万起子氏は、Human Delight株式会社代表取締役社長、株式会社富山銀行社外取締役、キーウェアソリューションズ株式会社社外取締役、株式会社アルテジェネシス社外取締役であります。なお、当社とこれらの会社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役大森紳一郎氏は、コクヨ株式会社社外取締役、関西ペイント株式会社社外取締役であります。なお、当社とこれらの会社との間には、特別の関係はありません。

社外監査役三輪慧氏は、明和産業株式会社社外取締役であります。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

社外監査役杉田雪絵氏は、杉田公認会計士事務所代表、株式会社あゆむアドバイザリー代表取締役、中野冷機株式会社社外監査役、一般財団法人さいたま住宅検査センター監事、株式会社三栄コーポレーション社外取締役であります。当社とこれらの会社等との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活動状況
取締役	木 下　仁	IT業界に関する知見や会社経営の経験を生かした助言、客観性・独立性のある立場からの取締役会における意見表明・監督及び指名・報酬諮問委員会における報酬やCEOサクセッションプランの審議を行うことを期待されているところ、当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、上記経験・知見をもとに適宜発言を行い、システム構築等に対する助言等、適切な意見を表明しております。また、当事業年度に開催された６回の指名・報酬諮問委員会においても全て出席し、取締役の業績評価基準などの作成に貢献しました。
取締役	菅 谷 常三郎	海外投資事業経営で培われた経験や専門知識に基づく助言、客観性・独立性ある立場からの取締役会における意見表明・監督及び指名・報酬諮問委員会における報酬やCEOサクセッションプランの審議を行うことを期待されているところ、当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、上記経験・知見をもとに適宜発言を行い、新規事業に対する助言等、適切な意見を表明しております。また、当事業年度に開催された６回の指名・報酬諮問委員会にも全て出席し、取締役の業績評価基準などの作成に貢献しました。
取締役	野 田 万起子	地域金融機関の支援業務、女性活躍機会推進での経験・知見に基づく助言、客観性・独立性ある立場からの取締役会における意見表明・監督及び指名・報酬諮問委員会における報酬やCEOサクセッションプランの審議を行うことを期待されているところ、当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、上記経験・知見をもとに適宜発言を行い、リスクマネジメント及びジェンダーに関する助言等、適切な意見を表明しております。また、当事業年度に開催された６回の指名・報酬諮問委員会においても全て出席し、取締役の業績評価基準などの作成に貢献しました。
取締役	大 森 紳一郎	グローバル事業法人の執行責任者及び取締役会議長としての経営への豊富な知見に基づく助言、客観性・独立性ある立場からの取締役会における意見表明・監督及び指名・報酬諮問委員会における報酬やCEOサクセッションプランの審議を行うことを期待されているところ、当事業年度に開催された　13回の取締役会全てに出席し、上記経験・知見をもとに適宜発言を行い、グローバル事業に対する助言等、適切な意見を表明しております。また、当事業年度に開催された６回の指名・報酬諮問委員会にも全て出席し、取締役の業績評価基準などの作成に貢献しました。
監査役	三 輪　慧	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席、また就任後当事業年度に開催された監査役会10回全てに出席し、主に法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の専門的見地から適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
監査役	杉 田 雪 絵	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席、また就任後当事業年度に開催された監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。

4 会計監査人の状況

1 ● 当社の会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

2 ● 報酬等の額

区　分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	68　百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	160　百万円

（注）1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3 ● 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 ● 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性及び信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**518,749**	**流動負債**	**291,058**
現金及び預金	38,710	支払手形及び買掛金	151,126
受取手形	379	短期借入金	60,587
電子記録債権	13,129	リース債務	610
売掛金	193,680	未払法人税等	9,641
契約資産	302	契約負債	13,161
商品	234,001	賞与引当金	5,946
その他	39,005	役員賞与引当金	83
貸倒引当金	△459	その他	49,901
固定資産	**33,494**	**固定負債**	**4,765**
有形固定資産	**9,027**	長期借入金	3,000
建物及び構築物	2,290	リース債務	658
工具、器具及び備品	1,795	繰延税金負債	117
機械装置及び運搬具	141	退職給付に係る負債	386
土地	3,558	その他	602
リース資産	1,241	**負債合計**	**295,824**
無形固定資産	**7,044**	（純資産の部）	
のれん	1,049	**株主資本**	**216,627**
その他	5,995	資本金	14,040
投資その他の資産	**17,421**	資本剰余金	36,764
投資有価証券	8,223	利益剰余金	171,537
長期貸付金	1,085	自己株式	△5,714
繰延税金資産	5,133	**その他の包括利益累計額**	**27,686**
退職給付に係る資産	915	その他有価証券評価差額金	501
その他	2,085	繰延ヘッジ損益	△93
貸倒引当金	△21	為替換算調整勘定	27,279
		非支配株主持分	**12,106**
		純資産合計	**256,420**
資産合計	**552,244**	**負債純資産合計**	**552,244**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）　　（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**1,028,718**
売上原価		**899,101**
売上総利益		**129,617**
販売費及び一般管理費		**65,884**
営業利益		**63,733**
営業外収益		
受取利息	344	
受取配当金	222	
持分法による投資利益	351	
為替差益	9	
その他	646	**1,573**
営業外費用		
支払利息	1,890	
債権譲渡損	520	
商品補償費用	754	
その他	175	**3,340**
経常利益		**61,966**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,006	
関係会社株式売却益	902	
負ののれん発生益	3,703	
その他	8	**5,621**
特別損失		
投資有価証券評価損	1,270	
その他	54	**1,324**
税金等調整前当期純利益		**66,263**
法人税、住民税及び事業税	17,426	
法人税等調整額	108	**17,534**
当期純利益		**48,728**
非支配株主に帰属する当期純利益		**658**
親会社株主に帰属する当期純利益		**48,069**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（2024年３月31日現在）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**23,795**	**流動負債**	**3,312**
現金及び預金	935	未払金	82
前払費用	253	未払費用	11
関係会社短期貸付金	20,262	賞与引当金	113
その他	2,344	役員賞与引当金	83
固定資産	**69,620**	その他	3,022
投資その他の資産	**69,620**	**負債合計**	**3,312**
関係会社株式	69,041	（純資産の部）	
長期前払費用	165	**株主資本**	**90,104**
繰延税金資産	217	**資本金**	**14,040**
その他	196	**資本剰余金**	**57,907**
		資本準備金	6,540
		その他資本剰余金	51,367
		利益剰余金	**23,871**
		その他利益剰余金	23,871
		繰越利益剰余金	23,871
		自己株式	**△5,714**
		純資産合計	**90,104**
資産合計	**93,416**	**負債純資産合計**	**93,416**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）　　（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		
関係会社受取配当金	19,471	
経営管理料	1,546	**21,017**
営業費用		
販売費及び一般管理費		**1,461**
営業利益		**19,555**
営業外収益		
受取利息	81	
その他	12	**93**
営業外費用		
支払利息	1	
譲渡制限付株式関連費用	32	
その他	0	**34**
経常利益		**19,614**
税引前当期純利益		**19,614**
法人税、住民税及び事業税	107	
法人税等調整額	4	**112**
当期純利益		**19,502**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

マクニカホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　　木　　聡

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧　野　幸　享

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マクニカホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マクニカホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

マクニカホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　　木　　聡

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　牧　野　幸　享

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マクニカホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月23日

マクニカホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小野寺真一　㊞

社外監査役　三輪　慧　㊞

社外監査役　杉田雪絵　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の配当の基本方針は、将来の事業展開と経営体質の一層の充実・強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様に対し極力利益を還元すること、諸般の情勢を勘案しつつも安定した配当の継続に努めることといたしております。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

● 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株当たり金120円　　総額7,198,232,640円
なお、2023年12月に１株につき、80円の中間配当をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき、200円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、より競争力の高い企業を目指し、中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。監査等委員会設置会社に移行することにより、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役へ委任し、意思決定・業務執行をさらに迅速化するとともに、取締役会は、戦略・人材・リスクなどの経営上の重要課題によりフォーカスした議論と方針の決定及び経営陣による執行状況のモニタリングを行う等、監督機能を強化することで、監督と執行を両輪とした企業としての競争力と企業価値を高めてまいりたく存じます。本議案は、移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会決議においても、剰余金の配当等を行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）及び第41条（中間配当）の規定を削除するものであります。本変更は剰余金配当の株主提案権を制限するものではありません。

(3) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(4) なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機 関）	（機 関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 ＜削除＞ （２）監査等委員会 （３）会計監査人

現行定款	変更案
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条　＜条文省略＞	第６条　＜現行どおり＞
（自己の株式の取得）	＜削除＞
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第８条～第10条　＜条文省略＞	第７条～第９条　＜現行どおり＞
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条　＜条文省略＞	第10条　＜現行どおり＞
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任をうけた取締役によって定め、これを公告する。
３　＜条文省略＞	３　＜現行どおり＞
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第12条　当会社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手続等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条　当会社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手続等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条　＜条文省略＞	第12条～第17条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　数）	（員　数）
第19条　＜条文省略＞	第18条　＜現行どおり＞
＜新設＞	２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。

現行定款	変更案
(選任方法) 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第19条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2～3　＜条文省略＞	2～3　＜現行どおり＞
＜新設＞	4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(任　期) 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任　期) 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長を定めるものとし、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
第23条　＜条文省略＞	第22条　＜現行どおり＞
(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　＜条文省略＞	第24条　＜現行どおり＞
＜新設＞	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第26条　＜条文省略＞	第26条　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。
第28条　＜条文省略＞	第28条　＜現行どおり＞
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
(員 数) 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削除＞
(選任方法) 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
(任 期) 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
(常勤の監査役) 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程) 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
(監査役の責任免除) 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、同条項に定める監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。	<削除>
第６章　会計監査人 第37条～第38条　<条文省略>	第６章　会計監査人 第31条～第32条　<現行どおり>

現行定款	変更案
(会計監査人の報酬等) 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計 算	第７章　計 算
第40条　＜条文省略＞	第34条　＜現行どおり＞
＜新設＞	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(中間配当) 第41条　当社は、取締役会の決議によって、中間配当（会社法第454条第５項に定める余金をいう。）をすることができる。	＜削除＞
第42条～第43条　＜条文省略＞	第36条～第37条　＜現行どおり＞
＜新設＞	(監査役の責任免除に関する経過措置) 附則　1.当会社は会社法第426条第１項の規定により、第９回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.第９回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名（うち社外取締役４名）の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	中島　潔（ナカシマ　キヨシ）	再任	取締役会長
2	原　一将（ハラ　カズマサ）	再任	代表取締役社長
3	三好　哲暢（ミヨシ　アキノブ）	再任	代表取締役副社長
4	西沢　英一（ニシザワ　エイイチ）	再任	取締役
5	大河原　誠（オオカワラ　マコト）	新任	
6	菅谷　常三郎（スガヤ　ツネサブロウ）	再任　社外取締役　独立役員	社外取締役
7	野田　万起子（ノダ　マキコ）	再任　社外取締役　独立役員	社外取締役
8	大森　紳一郎（オオモリ　シンイチロウ）	再任　社外取締役　独立役員	社外取締役
9	森　康明（モリ　ヤスアキ）	新任　社外取締役　独立役員	

（ご参考）取締役候補者の選任の方針と手続き

社内取締役候補者の決定にあたっては専門分野、経験等が異なる取締役で構成し取締役会全体として経営の監督が網羅的に行える体制としています。社外取締役についても、当社とは異なるバックグラウンドを持ちその経験・知見が経営の監督に資する人選をしております。

また、代表取締役社長の選任にあたっては、代表取締役社長の選任・解任及び報酬における透明性・客観性・公正性の向上を図る目的で2018年９月25日の取締役会において設置が決議された、社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。

さらに2022年1月に同委員会規程の改定を行い、取締役および監査役の候補者の選定につきましても審議・答申事項に追加し、同委員会の審議を経て決定しております。

候補者番号 1

再任

中島（ナカシマ） 潔（キヨシ）



生年月日
1955年３月13日生

所有する当社株式の数
102,455株

略歴、当社における地位及び担当

1981年	４月	㈱マクニカ入社
1991年	５月	同社取締役コンポーネント第１事業部長
1999年	４月	同社取締役ネットワーク事業部長
2003年	６月	同社常務取締役
2004年	３月	マクニカネットワークス㈱（現㈱マクニカ ネットワークスカンパニー）代表取締役社長
2005年	４月	㈱マクニカ取締役副社長 ㈱アルティマ（現㈱マクニカ　アルティマ カンパニー）代表取締役社長
2008年	６月	㈱マクニカ代表取締役社長
2015年	４月	当社代表取締役社長
2019年	６月	㈱マクニカ代表取締役会長 当社代表取締役会長
2021年	６月	㈱マクニカ取締役会長（現任） 当社取締役会長（現任）
2024年	３月	㈱MonotaRO社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱マクニカ取締役会長
㈱MonotaRO社外取締役

取締役候補者とした理由

2008年より当社子会社である㈱マクニカの代表取締役社長、2015年当社設立により当社代表取締役社長、2019年６月より当社代表取締役会長、2021年６月より当社取締役会長を歴任し、経営トップとしての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、当社グループ経営の監督及び推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

再任

原（ハラ） 一将（カズマサ）



生年月日
1971年10月18日生

所有する当社株式の数
67,951株

略歴、当社における地位及び担当

1995年	9月	㈱マクニカ入社
2007年	4月	同社テクスター カンパニー 第1営業統括部長
2011年	4月	同社テクスター カンパニー プレジデント
2018年	4月	同社イノベーション戦略事業本部長
	6月	同社取締役
2019年	6月	同社代表取締役社長（現任）
		当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱マクニカ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社子会社である㈱マクニカで、半導体事業のマーケティング及び営業に従事し、また、責任者として新規事業を推進し、2018年より同社の取締役を、2019年より当社代表取締役社長並びに同社の代表取締役社長を務めております。当社の属する業界に関する豊富な知見を持ち経営についても経験、実績を有しています。当社グループ経営の推進また長期ビジョンの実現の牽引者として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

再任

三好 哲暢（ミヨシ アキノブ）



生年月日
1971年7月13日生

所有する当社株式の数
37,947株

略歴、当社における地位及び担当

1995年	7月	㈱マクニカ入社
2007年	4月	㈱アルティマ（現㈱マクニカ　アルティマ カンパニー）プロダクトセールス統括部長
2009年	6月	同社取締役
2010年	6月	同社取締役副社長
2011年	6月	同社代表取締役社長
	10月	㈱マクニカ アジアパシフィック事業本部長 MACNICA ASIA PACIFIC PTE LTD プレジデント MACNICA HONG KONG, LIMITED プレジデント
2015年	4月	㈱マクニカ グローバルビジネスディベロップメント室長 MACNICA AMERICAS, INC. CEO
2018年	6月	㈱マクニカ取締役
2019年	6月	同社代表取締役副社長（現任） 当社代表取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱マクニカ代表取締役副社長

取締役候補者とした理由

当社子会社である㈱マクニカで、半導体事業のマーケティング及び営業に従事し、2011年より海外事業の責任者としてグローバル戦略の立案、実行を推進し、2019年より当社の代表取締役副社長並びに㈱マクニカの代表取締役副社長を務めております。経営を含む豊富な経験・知見を有しており、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

再任

西沢 英一（ニシザワ エイイチ）



生年月日
1957年３月26日生

所有する当社株式の数
17,677株

略歴、当社における地位及び担当

1982年 ４月	東邦生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険㈱）入社
1999年 12月	富士エレクトロニクス㈱（現㈱マクニカ）入社
2001年 ５月	同社経営企画室長
2006年 ５月	同社執行役員経営企画室長兼総務部長
2010年 ５月	同社上席執行役員経営企画部長
2011年 ５月	同社取締役経理部長
2014年 ５月	同社常務取締役
2015年 ４月	当社取締役（現任）
2017年 ６月	富士エレクトロニクス㈱（現㈱マクニカ）代表取締役副社長
2019年 ６月	同社取締役副社長

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社子会社であった富士エレクトロニクス㈱で、経営企画及び人事並びに経理業務に従事し、管理部門担当の代表取締役副社長を務めておりました。また2015年当社設立より取締役を務めており、経営全般にわたる豊富な経験と知見を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

新任

大河原（オオカワラ） 誠（マコト）



生年月日
1963年10月３日生

所有する当社株式の数
2,282株

略歴、当社における地位及び担当

1987年　４月	三菱商事㈱入社
2006年　６月	Mitsubishi Corporation Finance Plc 出向 Managing Director
2010年　４月	三菱商事㈱IR部長
2011年　７月	米国三菱商事会社 新産業金融事業グループ Senior Vice President
2017年　６月	三菱商事㈱　財務部長
2020年　４月	同社　執行役員財務部長
2023年　４月	㈱マクニカ　フィナンシャル本部長（現任）
2023年　６月	当社　常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

㈱マクニカ　フィナンシャル本部長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社前は日本を代表する総合商社の財務責任者として従事し、国内だけでなく海外における財務戦略、またグローバル企業における事業運営や事業投資など多岐にわたる経験と知見を有していることから、当社グループの更なる成長において必要となる財務戦略及び当社グループ経営の推進に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

再任
社外
独立

菅谷 常三郎（スガヤ ツネサブロウ）



生年月日
1963年11月24日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1988年	4月	モトローラ㈱入社
1999年	6月	㈱ジャフコ（現ジャフコグループ㈱）入社
2003年	1月	同社 JAFCO America Ventures Inc.（現 Icon Ventures） President & CEO
2008年	3月	同社執行役員米国担当
2015年	6月	ぷらっとホーム㈱社外取締役（現任）
	7月	I Peace Inc.社外取締役（現任）
	12月	みやこキャピタル㈱代表取締役（現任）
2017年	8月	AerNos Inc. 社外取締役（現任）
2019年	6月	当社取締役（現任）
2022年	10月	㈱アルチザネットワークス監査役（現任）

重要な兼職の状況

ぷらっとホーム㈱社外取締役
みやこキャピタル㈱代表取締役
㈱アルチザネットワークス監査役
I Peace Inc. 社外取締役
AerNos Inc. 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は現在当社社外取締役として、海外投資事業経営で培われた経験や専門知識に基づく助言、意見表明を当社取締役会において行っております。また客観性・独立性ある立場から指名・報酬諮問委員会委員として活動しております。今後においても当社グループの持続的な企業価値向上に資する意見の表明、指名・報酬諮問委員会委員としての役割を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって5年となります。

候補者番号 7

再任

社外

独立

野田 万起子（ノダ マキコ）



生年月日
1970年８月25日生

所有する当社株式の数
０株

略歴、当社における地位及び担当

1993年	４月	㈱ベンチャー・リンク入社
2010年	４月	同社取締役
	12月	Human Delight㈱代表取締役社長（現任）
2011年	３月	インクグロウ㈱代表取締役社長
2015年	２月	同社取締役会長（2017年2月退任）
2017年	６月	㈱富山銀行社外取締役（現任）
2019年	６月	当社取締役（現任）
		キーウェアソリューションズ㈱社外取締役（現任）
2020年	３月	㈱アルテサロン ホールディングス（現㈱アルテジェネシス）社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

Human Delight㈱代表取締役社長
㈱富山銀行社外取締役
キーウェアソリューションズ㈱社外取締役
㈱アルテジェネシス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は現在当社社外取締役として、地域金融機関の支援業務、女性活躍機会推進での経験・知見に基づく助言、意見表明を当社取締役会において行っております。また客観性・独立性ある立場から指名・報酬諮問委員会委員として活動しております。今後においても当社グループの持続的な企業価値向上に資する意見の表明、指名・報酬諮問委員会委員としての役割を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって５年となります。

候補者番号 8

再任
社外
独立

大森　紳一郎（オオモリ シンイチロウ）



生年月日
1956年２月６日生

所有する当社株式の数
０株

略歴、当社における地位及び担当

1978年	４月	㈱日立製作所入社
2016年	４月	同社執行役専務（2019年３月退任）
2017年	６月	日立キャピタル㈱（現 三菱HCキャピタル㈱）社外取締役（2019年６月退任）
		日立化成㈱（現 ㈱レゾナック）取締役（2018年６月退任）
2019年	６月	日立金属㈱（現 ㈱プロテリアル）取締役会長（2020年3月会長退任、2020年6月取締役退任）
2020年	７月	㈱日立ハイテク取締役会長（2021年３月退任）
2022年	３月	コクヨ㈱社外取締役（現任）
	６月	当社取締役（現任）
2023年	６月	関西ペイント㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

コクヨ㈱社外取締役
関西ペイント㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏はグローバル事業法人の執行責任者、また取締役会議長として経営への豊富な知見及び幅広い経験を有しております。今後においても当社グループのグローバル経営、IT戦略及びDX経営、またガバナンス体制強化の各取組み等において、独立性・客観性のある立場から監督、助言等に資することを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって２年となります。

候補者番号 9

新任

社外

独立

森（モリ） 康明（ヤスアキ）



生年月日
1961年10月12日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1984年 11月	Advanced Micro Devices, Inc.入社
1997年 4月	日本 AMD ㈱ 東京支社 マーケティング部長
1998年 8月	同社 取締役　営業・マーケティング本部長
2000年 11月	インフィニオン テクノロジーズ ジャパン㈱ 代表取締役社長（2018 年２月退任）
2018年 10月	Sight Machine Inc. Vice President (2019年10月退任) Wibu-Systems A.G Advisor（現任） Wibu-Systems㈱ 顧問（現任）
2019年 10月	AvioCast Inc. Corporate Supervisor（現任）
2020年 3月	Osaro Inc. Advisor（現任）
2022年 11月	RGO Robotics Inc. Advisor（現任）

重要な兼職の状況

Wibu-Systems A.G Advisor
Wibu-Systems㈱ 顧問
AvioCast Inc. Corporate Supervisor
Osaro Inc. Advisor
RGO Robotics Inc. Advisor

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、世界有数の半導体メーカーに従事し、半導体産業における豊富な経験と知見を有しているだけでなく、日本法人の責任者としての経営全般における経験、さらにグローバルに先端技術ベンチャー企業等にアドバイザーとして助言をしております。当社グループの主力事業である半導体事業、ネットワーク事業だけでなく、さらに新規CPSソリューション事業における戦略の方向性と事業投資等において、独立性・客観性のある立場から監督、助言等に資することを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1.菅谷常三郎氏、野田万起子氏、大森紳一郎及び森康明氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は菅谷常三郎氏、野田万起子氏及び大森紳一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。再任が承認された場合には、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、森康明氏は同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

2.社外取締役の独立性について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に則り、当社及びグループ事業会社を主要取引先とする者及びその業務執行者、当社から多額の報酬を得ているコンサルタント等及びその団体に所属する者、前記に該当する者の近親者等を除くこととしております。

菅谷常三郎氏、野田万起子氏及び大森紳一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

森康明氏とは、当社の社外取締役への就任を前提として本総会の日までを契約期間とする顧問契約を次のとおり締結しております。これは当社の経営状況、業務内容等を社外取締役就任以前に把握していただくことを目的としており、当社の社外取締役としての役割を果たすうえで十分な独立性を有していると判断しております。

森康明氏とは2023年10月より顧問契約を締結し、その報酬額は月額50万円であります。

3.当社は、菅谷常三郎氏、野田万起子氏及び大森紳一郎氏と会社法第427条第１項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏との当該契約を継続する予定です。

当社は、森康明氏が選任された場合には、会社法第427条第１項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4.当社は、中島潔氏、原一将氏、三好哲暢氏、西沢英一氏、菅谷常三郎氏、野田万起子及び大森紳一郎氏との間で会社法第430条の２第1項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏との当該契約を継続する予定です。

当社は、大河原誠氏及び森康明氏が選任された場合には、会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。

5.当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員が被る経済的損害を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は毎年４月１日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6.大森紳一郎氏が2020年６月まで取締役会議長を務めた日立金属(株)は、2020年４月に同社及び同社子会社の一部製品について顧客に提出する検査成績書への不適切な数値の記載が行われていた等の事実が判明したことを公表しました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実の発生を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守の重要性とその徹底について適宜提言しており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っておりました。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役（うち社外取締役２名）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	小野寺（オノデラ）　真一（シンイチ）	新任	常勤監査役
2	三輪（ミワ）　慧（ケイ）	新任　社外取締役　独立役員	社外監査役
3	杉田（スギタ）　雪絵（ユキエ）	新任　社外取締役　独立役員	社外監査役

候補者番号 1

新任

小野寺 真一（オノデラ シンイチ）



生年月日
1956年1月8日生

所有する当社株式の数
10,214株

略歴、当社における地位及び担当

1978年	4月	㈱ワコール入社
1987年	12月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2010年	4月	富士エレクトロニクス㈱（現㈱マクニカ）入社
	5月	同社執行役員総務部長
2011年	5月	同社執行役員営業推進部門副担当
2012年	5月	同社取締役営業統括副本部長
2014年	5月	同社常務取締役
2015年	4月	当社取締役
2017年	6月	富士エレクトロニクス㈱（現㈱マクニカ）代表取締役社長
2020年	6月	㈱マクニカ監査役（現任） マクニカソリューションズ㈱監査役（現任） 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

㈱マクニカ監査役
マクニカソリューションズ㈱監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

金融機関の国際金融業務等に従事した後、富士エレクトロニクス㈱の代表取締役社長を務め、また、当社設立時より当社取締役を兼任するなど、当社及び経営全般に関する豊富な経験と知見を有していることから、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督をいただけると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

新任

社外

独立

三輪（ミワ） 慧（ケイ）



生年月日
1969年２月22日生

所有する当社株式の数
０株

略歴、当社における地位及び担当

1992年	２月	中国海淀弁護士事務所弁護士
1998年	４月	日本電気㈱法務部
2004年	４月	日産自動車㈱法務室課長
2011年	12月	同社法務室主管
2014年	４月	同社経営戦略本部プロジェクト企画部担当部長
2019年	４月	同社コーポレートマネジメントオフィス担当部長
2020年	10月	日立建機㈱経営戦略本部経営企画室主席主管
2022年	６月	明和産業㈱社外取締役（現任）
2023年	６月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

明和産業㈱社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中国において弁護士として活躍された後、複数の企業において企業内弁護士として法務、海外M＆A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な知識と経験を有しており、また当社の主要地域である中国関連に関する貴重な知見も有していることから、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督をいただけると判断し、社外の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結時をもって１年となります。

候補者番号 3

新任
社外
独立

杉田 雪絵（スギタ ユキエ）



生年月日
1965年５月19日生

所有する当社株式の数
０株

略歴、当社における地位及び担当

2001年 10月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社
2005年 ４月	公認会計士登録
2018年 10月	杉田公認会計士事務所設立同代表（現任）
2019年 11月	㈱みおぎアドバイザリー(現㈱あゆむアドバイザリー)代表取締役（現任）
2020年 ３月	中野冷機㈱社外監査役（現任）
2021年 ８月	㈱NEXT EDUCATION社外取締役（2022年４月退任）
2022年 ６月	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事(現任)
2023年 ６月	当社社外監査役（現任） ㈱三栄コーポレーション社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

杉田公認会計士事務所代表
㈱あゆむアドバイザリー代表取締役
中野冷機㈱社外監査役
一般財団法人さいたま住宅検査センター監事
㈱三栄コーポレーション社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、また上場支援や社外役員等の経験もあることから、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督をいただけると判断し、社外の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結時をもって１年となります。

（注）1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.三輪慧氏及び杉田雪絵氏は、社外取締役の候補者であります。なお、両氏はいずれも株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3.当社は、小野寺真一氏、三輪慧氏及び杉田雪絵氏と会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には、当社は引き続き各氏との当該契約を継続する予定です。
4.当社は、小野寺真一氏、三輪慧氏及び杉田雪絵氏との間で会社法第430条の２第1項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き各氏との当該契約を継続する予定です。
5.当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員が被る経済的損害を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は毎年４月１日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■当社の社外役員の独立性に関する基準について

当社では、社外役員の選任にあたり、ガバナンスの透明性、客観性を確保するために社外役員の独立性判断基準として株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の基準を次頁の通り定めております。

第３号議案及び第４号議案でご提案する菅谷常三郎氏、野田万起子氏、大森紳一郎氏、森康明氏、三輪慧氏、杉田雪絵氏はいずれもこの基準に合致するものと判断いたしております。

当社取締役会は、社外役員が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する（当社にはグループ会社を含む）。

1．本人が、現在または過去１年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。

（1）当社の大株主（注１）の業務執行者（注２）

（2）当社の主要な取引先（注３）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者

（3）当社が代理店契約等を締結している当社仕入先（海外本社及び現地法人を含む）の業務執行者

（4）当社の主要な借入先（注４）の業務執行者

（5）当社の法定監査を行う監査法人の業務執行者または当社の監査業務の担当者

（6）当社から役員報酬以外に多額（注５）の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、団体等である場合はその業務執行者）

（7） 当社またはその子会社から1,000万円を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者

2．本人の近親者（注６）が、現在または過去1年間において、１（1）ないし（7）に該当しないこと。

3．本人は、当社またはその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者、監査役、会計参与であってはならない。

4．上記１（1）ないし（7）のいずれかに該当する者であっても、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、そのふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、その者を当社の社外役員とすることができるものとする。

5．本人が、当社の一般株主全体との間で上記１（1）ないし（7）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注）1.大株主とは、事業年度末において、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいいます。
2.業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいいます（監査役、会計参与は業務執行者に当たらないものとします）。
3.主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の２%を超えるものをいいます。
4.主要な借入先とは当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入残高が上位３位以内の会社をいいます。
5.多額とは、当社から収受している対価が年間１千万円を超えるときをいいます。
6.近親者とは、本人の配偶者または二親等内の親族若しくは本人と同居の親族をいいます。

■選任後の取締役のスキルマトリクスについて
　第３号議案及び第４号議案が原案通り可決承認された場合は各取締役のスキルは以下となる予定です。スキルについては、取締役会及び監査等委員会に求められる機能、経営戦略との整合性から特定しております。なお、本スキルマトリクスは各取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

氏名	役職 (社外)	就任年	機能発揮に必要なスキル（知識・経験・能力等）													
			企業経営	コーポレートガバナンス	長期戦略	リスクマネジメント	人材・企業文化	資本市場・財務	グローバル事業運営	イノベーション	事業投資・M&A	業界知識	DX・テクノロジー	ブランディング	コンプライアンス・法務	サステナビリティ
中島 潔	取締役 (非執行)	2015	●	●	●	●	●	●	●	●	●	半導体・NW	－	●	－	－
原 一将	代表取締役	2019	●	●	●	●	●	●	－	●	●	半導体・NW	●	●	－	●
三好 哲暢	代表取締役	2019	●	－	●	－	●	－	●	●	－	半導体・NW	－	－	－	－
西沢 英一	取締役 (非執行)	2015	－	●	－	●	－	●	－	－	●	半導体	－	－	－	－
大河原 誠	取締役	2024	●	－	－	●	－	●	●	－	●	商社	－	－	－	－
菅谷 常三郎	社外取締役	2019	●	●	－	－	－	●	●	●	●	投資	－	－	－	－
野田 万起子	社外取締役	2019	●	●	－	－	－	－	－	－	－	事業開発他	－	－	－	●
大森 紳一郎	社外取締役	2022	●	●	－	●	－	－	●	－	●	総合電機他	●	－	－	－
森 康明	社外取締役	2024	●	●	●	●	●	●	●	－	●	半導体・AI等	●	－	－	－
小野寺 真一	取締役 (監査等委員)	2024	－	●	－	●	－	●	●	－	●	半導体	－	－	－	－
三輪 慧	社外取締役 (監査等委員)	2024	－	●	－	●	－	－	●	－	●	自動車他	－	－	●	－
杉田 雪絵	社外取締役 (監査等委員)	2024	－	●	－	●	－	●	－	－	－	会計	－	－	－	－

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第４回定時株主総会において、年額900百万円以内（うち、社外取締役年額100百万円以内）とご承認いただき、現在に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額900百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役４名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名（うち社外取締役４名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等の諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案通り承認可決されますと３名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月25日開催の第４回定時株主総会において、年額900百万円以内（うち、社外取締役年額100百万円以内）とご承認いただき、同株主総会において、上記の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式報酬について、年額300百万円以内として、ご承認をいただいております。

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにともない、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬等の額とは別枠として、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本制度は、対象取締役に当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。なお、現在の取締役は11名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は５名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会で本制度に関する議案が原案通り承認可決された場合、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及びフェロー、また当社の子会社の従業員の一部に対しても、その職務内容・職責に応じて対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社グループの取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、フェローまたはその他の使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、フェローまたはその他の使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主通信（ご参考）

ホームページのご案内

当社はIRサイトを、株主や投資家の皆さまとの重要なコミュニケーションの場の一つと位置付け、適時、公平、継続的に重要な経営情報を分かりやすく伝えることを目指しています。

この考えのもと、最新のIRニュースや経営方針、過去のIR情報等充実させているほか、決算説明会の動画配信を行っています。

ぜひ当社IRサイトをご覧ください。

https://holdings.macnica.co.jp/ir/ja/Top.html



株主メモ

● 決算日	毎年3月31日
● 定時株主総会	毎年6月
● 期末利益配当金支払株主確定日	毎年3月31日
● 中間配当金支払株主確定日	毎年9月30日
● 定時株主総会基準日	毎年3月31日 （その他臨時に必要があるときは、あらかじめ公告いたします。）
● 公告掲載方法	電子公告
● 株主名簿管理人特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料） 東京都府中市日鋼町1-1

ご案内

1. 株主さまの住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

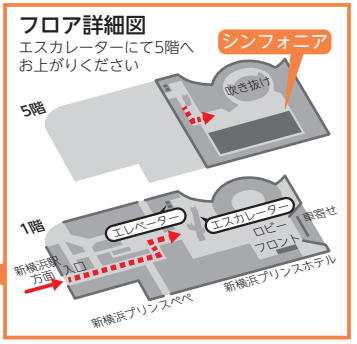
株主総会会場ご案内図

会 場

新横浜プリンスホテル　５階　シンフォニア

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番





交通のご案内　JR（新幹線・横浜線）新横浜駅より徒歩２分（改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。）
横浜市営地下鉄新横浜駅および相鉄・東急新横浜線新横浜駅より徒歩２分（３番出口をご利用ください）

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

■当日は軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただく可能性がありますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席ください。

マクニカホールディングス株式会社

〒222-8561
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目６番地３
https://holdings.macnica.co.jp

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK